

## 県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者募集要領等に関する質問に対する回答

### 【質問1】

質問項目	間接経費の計上について (参照: 募集要領 「5 経理に関する事項」 (1) 管理に要する経費)
質問内容	<p>募集要領によれば、研修センター・公園の管理に要する経費は、県から支払う指定管理料、利用料金収入及びその他の収入でまかなうこととされています。</p> <p>指定管理業務に対応する直接人件費や直接経費以外に、指定管理業務を間接的に支援する事務局・本社総務本部の経理・労務・人事等の組織横断的な経費があります。</p> <p>この経費はどのように取り扱えばよろしいのでしょうか。</p> <p>参考までに、間接経費について、国の委託事業では一般管理費として10%程度認められているようです。また、全国の指定管理施設では15%程度といった例があるようです。県として、ご検討されているのでしょうか。</p>
回答	一般管理費等の間接的な経費については、指定管理施設の運営が適切に行われることを前提として、指定管理業務との関連性を十分精査するとともに、経費としての必要性を適切に判断した上で計上してください。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定  
管理者募集要領等に関する質問に対する回答

【質問2】

質問項目	配点の変更について (参照:募集要領「8 指定管理候補者の選定に関する事項」(3)審査項目 ・配点)
質問内容	前回の配点に比べ、③施設の認知度向上や農業自然の豊かさを体験できる事業計画が10点加算、⑥地域への貢献等が5点加算になっています。その理由を教えてください。
回答	農業科学公園は、県民の農業とのふれあいの場の提供と農業に対する意識の啓発を目的として平成9年に開園し、これまで多くの県民の皆様に親しまれており、今後も引き続き公園の魅力向上を図っていきたいと考えているところです。 今回の募集に当たり、6月に開催した指定管理候補者選定委員会における御意見等も踏まえ、利用者サービスの向上や利用者増への取組、地元のイベントとの連携による地域経済への貢献などを評価できるよう、配点を見直しました。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定  
管理者募集要領等に関する質問に対する回答

【質問3】

質問項目	選定基準等について (参照: 募集要領「8 指定管理候補者の選定に関する事項」(1)イほか)
質問内容	「選定基準等に基づき審査」、「選定基準等に基づき評価」とありますが、この場合の「等」とは何でしょうか。
回答	募集要領8(2)に掲げる選定基準のほか、募集要領7(1)の応募資格要件及び形式的要件(申請書類の正確性など)を合わせて「選定基準等」としております。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定  
管理者募集要領等に関する質問に対する回答

【質問4】

質問項目	開園時間の変更・火気の使用について (参照:募集要領 別紙4 1公園の開園時間及び休園日)
質問内容	農業科学公園の開園時間は午前9時30分から午後5時までであります が、公園及び芝生広場の夜間使用と火気使用について県の考え方をご教示 ください。
回答	<p>農業科学公園の開園時間は、別紙4の1に記載のとおり、指定管理者において必要があると認める場合は、県と協議の上、変更することができます。</p> <p>火気の使用等に関する考え方については、宮崎県農業科学公園管理規則等に基づき、安全性などを考慮しながら個別に判断いたします。</p> <hr/> <p>参考:宮崎県農業科学公園管理規則 (平成9年6月5日規則第48号)</p> <p>(開園時間)</p> <p>第2条 公園の開園時間は、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める開園時間を変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公園における秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公園の施設(附属施設及び備品を含む。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき。</p> <p>(4) その他公園の管理上支障があるとき。</p>

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定  
管理者募集要領等に関する質問に対する回答

【質問5】

質問項目	植栽管理について (参照: 募集要領 別紙3 3 植栽管理)
質問内容	植栽管理の管理内容には研修センター敷地内にある高木の管理は含まれないと解釈してよろしいか。研修センター敷地内の高木については、県(農業大学校)が管理するのでしょうか。
回答	研修センター敷地内の樹木の管理については、別紙3の3記載のとおり指定管理者が行う業務ですので、指定管理者による管理の対象となります。 なお、研修センター敷地内の樹木については、年1回点検を実施し、利用者の安全確保や景観維持の観点から剪定等の必要性を適宜判断してください。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定  
管理者募集要領等に関する質問に対する回答

【質問6】

質問項目	利用料金について (参照: 募集要領 別紙4 (4) 公園の利用許可に関する業務)
質問内容	県の条例では、農業科学公園に関する利用料金は、科学館のイベントホール及び物産館ホールの規定しかありませんが、芝生広場などを貸出す場合に料金の設定、徴収ができるのでしょうか。
回答	募集要領5(1)イに記載のとおり、利用料金は「公の施設に関する条例」に定める額の範囲内であらかじめ県の承認を受けて指定管理者が定めるものです。 条例に定めのない施設の利用料を徴収することはできません。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定  
管理者募集要領等に関する質問に対する回答

【質問 7】

質問項目	高木管理について (参照: 募集要領 別紙5 13 (6) 高木管理)
質問内容	管理対象の高木幹周りが約1m以上の高木とありますが、公園全体の高木を言うのでしょうか。 あるいは、管理内容のブロック別に3年ローテーションで全高木を管理するとありますが、ブロック別に指定された高木を対象とするのでしょうか。 ブロック別であればブロックの数と対象木の本数を教えてください。
回答	別添のとおり、指定する高木(58本)の管理を行います。 ブロック分けについては、3年ローテーションですべての高木を管理できるよう、指定管理者において適切に設定してください。

52

~

58

## 農業科学公園 高木位置図

